

に改め、同表のふるさと農村支援事業の項中「ただし50万円を限度」を「とし、50万円を限度とする。このうち遊休農地の復活整備については、定額50万円」に改め、同表に次のように加える。

ため池危 険度調査 事業	危険ため池応 急対策事業	ため池危険度調査等で改修が必要とされ、対策方針が定まっていないため池において、応急対策を実施しようとする団体が行う次の事業 (1) 簡易な測量 (2) 受益地の土地利用調査 (3) 水利用調査 (4) 簡易な安定解析	同上	10分の5以内。ただし、40万円を限度とする。	
	ハザードマッ プ作成支援事 業	自然災害で決壊した場合、下流への影響が特に大きいと推測されるため池について、被害を最小限に抑えるためのハザードマップを作成しようとする団体が行う事業	同上	10分の5以内。ただし、10万円を限度とする。	

農地整備課



長野県訓令第5号

本府內部部局
會計機關
現地教育警察
關署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の2中「女性相談センター 西駒郷地域生活支援センター」を「女性相談センター」に改める。

人 事 課

長野県訓令第6号

本府内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の 1 の表の 1 の項中「消防係長」を「総務係長」に改め、同表の 3 の項中

同	同	担当係長
健康福祉部	健康長寿課	長寿係長
環境部	環境政策課	主査及び主任
商工労働部	産業政策課	企画経理係長
観光部	観光企画課	担当係長
会計局	会計課	課長補佐

を

同	同	審査係長
同	同	システム係長
会計局	会計課	課長補佐
同	同	主任会計指導員

に改め、同表の5の項中「管理係長」を「社会生活係長」に改め、同表の8の項中

同	同	担当係長
---	---	------

を

同	同	担当係長
同	同	主任専門役
同	同	副主任専門役
同	同	専門役

に改め、同表の15の項中

消防学校	教授及び准教授
------	---------

を

消防学校	教頭
同	教授及び准教授

に改める。

人事課

長野県訓令第7号

本府内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

別表第3の1の企画部の項中

政策評価課	政評	を
交通政策課	交	を

交通政策課	交	に改め、
-------	---	------

同1の商工労働部の項中

人材育成課	人材	を
人材育成課技能五輪・アビリティック室	人材五	を

人材育成課	人材	に改め、
-------	----	------

同表の2中

情報公開・私学課

長野県訓令第8号

本府内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

別表第1の危機管理部の項中「消防係 無線通信係」を「総務係 消防係 情報通信係」に改め、同表の総務部の項中「厚生係 年金係」を「厚生係」に、「財産活用係」を「財産活用係 財産調整係」に、「行政係」を「総務係 行政係」に改め、同表の健康福祉部の項中「在宅支援係」を「社会生活係 在宅支援係」に改め、同表の商工労働部の項中「経営支援係」を「中小企業支援係 新市場開拓支援係」に改め、同表の林務部の項中「県営林係」を「県営林係 全国植樹祭係」に改める。

行政改革課

長野県訓令第9号

本府内部部局
現地機関

副知事の担任事務に関する規程（平成23年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

第1条第1号のイ及び第2号のア中「、政策評価課」を削る。

行政改革課